

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 1
小分類 1
みどりとうるおいのある環境整備
みどりの保全・緑化
の推進

現況と課題

都市の「みどり」は、人々の感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、将来に残すべき市民共有の財産です。また、災害発生時には、避難地・避難路、火災の延焼防止帯、消火活動やボランティアなどの救援活動拠点、復旧活動拠点や、広域防災拠点などとして多様な機能を有しています。さらに、「緑のオープンスペース」は、良好な環境の維持・形成に重要な役割を果たしているほか、都市の安全性の確保、潤いのある都市景観の形成や、レクリエーションの場の提供など様々な役割を担っており、市民生活に欠くことのできないものです。

本市では、市域の7割以上が緑で占められており、市全体としては緑が豊かに残っていますが、そのほとんどは東部の山麓丘陵地にあります。このため、市街地の緑化は特に重要であり、市街地等における緑地面積や都市公園等の整備面積を増加させる必要があります。

「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を目指して、ゆとりと潤いのある魅力あるまちづくりを推進するためには、現在残されている貴重な緑をできる限り保全しながら市街地の緑を創造していく必要があります。このため、近郊緑地や山林などの保全に取り組むとともに、都市緑化・地域緑化の中心的な役割を担う先導的なモデルとして公共施設の緑化を進め、都市緑化基金事業等を活用して民有地の緑化が進むよう事業展開を検討していく必要があります。

現在、実施している緑化施策としては、公共施設への植栽や緑化ボランティアの育成・活動支援などを実施していますが、「みどり」の保全と緑化の推進のためには、これらの緑化施策を市民との協働・役割を分担することで、より効果的に進めていくことができます。そのため、緑化活動への市民協働・市民参画につながる事業を継続して実施し、花と緑あふれる地域環境の創出に努める必要があります。

目標

市民がみどりと潤いのある環境を実感できるよう、市街地を中心として市民と一体となったみどりの保全と創出に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
市街地等における 緑地面積の割合	24.5%	↗	30% (平成32年度末)	

取組の方向

1 ● みどりの保全と緑化の推進

良好な市街地の環境を形成するため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。

2 ● 緑化の普及・啓発

市民の緑化意識の高揚を図るため、緑の文化拠点である植物公園を中心とした緑化の普及・啓発に努めます。

3 ● 緑化活動への支援

市民と協働して緑化の推進に取り組むため、緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援を推進します。



まちかどふれあい花だん



みどりのボランティア活動

関連部門計画

- 宇治市みどりの基本計画

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 1
小分類 2
みどりとうるおいのある環境整備
公園・緑地の
有効活用

現況と課題

市街地の公園は2001年（平成13年）度から2009年（平成21年）度までの9年間で53箇所増加しているものの、本市の公園・緑地面積は、2009年（平成21年）度末現在で149.3ha、市民一人あたりでは7.74m²となり、都市公園法に定められた標準面積（10m²以上）を下回っています。

一方、ライフスタイルや市民ニーズの変化によって、公園に求められる役割や機能も多様化し、時代に対応した整備が必要となっています。黄檗公園や西宇治公園などの地区公園では市民の利用が多く、幅広いニーズに対応しながら整備を進める必要がありますが、身近な公園である街区公園では地域ごとにその活用方法が異なるため、地域住民のニーズなどに応じて老朽化した既存公園の機能を見直すことが必要です。さらなる市民参画を図るために市民と行政が協働して公園整備を進めることにより、地域住民の利用をより一層充実させ、市民に憩いの場を多く提供できるように努めていく必要があります。

また、公園内に花壇を作り、花苗の植え替え等の管理については地元自治会やボランティアなどの協力を得て、さらなる公園の環境美化に努めていく必要があります。

都市の「緑」は、都市化が進む中でより良い環境の維持に重要な役割を果たし、潤いと安らぎのある生活空間を創造する上で欠くことのできないものです。都市緑化を推進するため、「緑の文化拠点」として1996年（平成8年）に開園した植物公園には、「緑の相談所」、回遊式温室の「緑の休息所」や植物で描かれた壮大なレリーフの「花と水のタペストリー」など様々な施設が整備されており、都市緑化月間における宇治市緑化フェアをはじめ、市民が参加できる各種イベントや展示会・講習会などを実施してきました。

今後も都市緑化推進の拠点施設としてその役割を担っていくため、長寿命化の観点から公園施設の整備に努めながら、さらに効率的、効果的に都市緑化の普及・啓発を進めていく必要があります。

目標

市民に潤いと安らぎのある生活空間を提供するため、公園の整備と機能強化に努め、公園・緑地を有効活用できるように努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
市民1人あたりの 都市公園等の面積	14.01m ² /人	↗	20m ² /人 (平成32年度末)	
植物公園入園者数	114,527人	↗	130,000人	

取組の方向

1 ● 公園・緑地の整備

ライフスタイルや市民ニーズの変化に対応するため、地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行います。

2 ● 公園・緑地の適正な管理

公園・緑地が安全で快適に利用されるため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

3 ● 植物公園の活用

市民が自然と緑の文化に触れ合う場を提供するため、植物公園を活用し、各種講座・相談・情報提供を行います。

4 ● 黄檗公園・西宇治公園の活用

市民の幅広いニーズに応えるため、運動施設を備えた黄檗公園・西宇治公園を活用するとともに、黄檗公園を防災拠点として再整備に取り組みます。



植物公園



黄檗公園



西宇治公園

関連部門計画

- 宇治しみどりの基本計画

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 2 歴史と景観が調和したまちづくり

小分類 1 歴史と調和した
まちづくり

現況と課題

本市は、世界遺産の宇治上神社・平等院をはじめ、数多くの社寺や、宇治茶に関連する伝統的な家屋も多く残されるなど、歴史的な資産に恵まれています。

2009年（平成21年）には、宇治川に代表される自然景観を骨格とし、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される独特の文化的景観が評価され、国の重要文化的景観に選定されました。これに加えて、白川地区や黄檗地区への重要文化的景観地区の拡大に向けた取組を推進し、歴史と調和したまちづくりを進める必要があります。

また、宇治川太閤堤跡が発見され、2009年（平成21年）に国の史跡に指定されたことから、この遺跡を保存するとともに、その周辺を含めて観光宇治の新たな拠点としての整備が求められています。

このため、本市では「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」を策定し、今後、新たな拠点の整備や、周辺のまちづくりを総合的に進める必要があります。

目標

歴史的な資産と一体となった都市環境を創出するため、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観を保存し、まちづくりに活用するとともに、宇治川太閤堤跡を拠点とする歴史と調和したまちづくりに努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
宇治川太閤堤跡の 拠点整備進捗率	0%	45%	100%	
重要文化的景観地区 選定面積	228.5ha	546.7ha	→	

取組の方向

1 ● 宇治川太閤堤跡の保存・活用

国の史跡に指定された宇治川太閤堤跡を保存し、その活用を図るため、周辺地域を含めて「秀吉とお茶」をテーマとする施設整備を行います。

2 ● 重要文化的景観の保存・活用

重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、市民の誇りにつなげていくため、文化的景観のPRに努めるとともに、保護に必要な修景整備等を進めます。

3 ● 歴史と調和した取組の推進

歴史と調和したまちづくりを推進するため、「歴史的風致維持向上計画」を策定します。



宇治川太閤堤跡

関連部門計画

- 宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想
- 宇治茶と歴史・文化の香る拠点整備基本計画
- 宇治市都市計画マスタープラン
- 宇治市景観計画

大分類 5
 歴史香る
 みどりゆたかで
 快適なまち

中分類 2 歴史と景観が調和したまちづくり
 小分類 2 都市景観の形成

現況と課題

都市の景観は、その文化水準を表現するものとして、都市環境の問題とともに市民の関心を高めています。

本市には、世界遺産の宇治上神社・平等院をはじめ数多くの歴史・文化遺産が存在し、宇治川や東部の山麓丘陵地には豊かな自然が残るなど非常に恵まれた環境にあり、優れた都市景観を形成しています。

しかし、都市化の進行は、こうした優れた都市景観にも大きな影響を与え、危惧すべき問題を発生させることから、その対策が急がれています。

そのため、本市は、景観の保全と良好な景観形成に向けて、2005年（平成17年）に景観法に基づく景観行政団体になるとともに、2008年（平成20年）に「宇治市景観計画」を策定しました。

また、2009年（平成21年）には、重要文化的景観として宇治の文化的景観が都市景観としては国内で初めて選定され、これらと一体となった都市景観の形成を進めています。

しかし、良好な都市景観の形成は、行政主体の施策により実現できるものではなく、地域住民の主体的な取組や理解を進めることが重要であることから、住民がまちづくりへ参加できる取組を推進しており、今後もこうした活動が景観への関心や意識を高める活動として定着するよう、周知を進めていく必要があります。

目標

住環境整備・景観保全を図るため、地域住民の主体的な取組を支援し、歴史・文化遺産と調和した良好な都市景観の形成への取組を進めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
景観計画重点区域面積	520ha	546.7ha	↗	

取組の方向

1 ● 都市景観の保全

良好な都市景観を保全するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、景観重要建造物等維持・保全への支援を行います。

2 ● 景観形成活動への支援

市民・事業者・行政の協働による都市景観形成を促進するため、必要な支援を行うとともに、啓発活動を推進します。



自然景観（宇治橋上流）



生活景観（平等院表参道）



文化景観（白川の茶畑）

関連部門計画

- 宇治市景観計画

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 2 歴史と景観が調和したまちづくり
小分類 3 文化財保護と
伝統文化の継承

現況と課題

宇治は、豊かな歴史と文化を誇るまちです。武士の世を舞台として生まれた茶の湯は、宇治を有数の茶どころとして繁栄させるとともに、日本文化を代表する「茶道」として昇華し、その伝統は今も脈々と引き継がれています。

時を経て今、市民の日常生活の中に営々として息づく伝統文化や年中行事として大切に継承されてきた伝統行事があります。

恵まれた歴史と文化を基盤としてまちづくりを進める本市において、伝統文化の継承は市民と行政がともにその重要性を深く理解し、協働して支えるべき重要な課題です。

また、世界遺産の宇治上神社・平等院をはじめ、数多くの文化財は宇治の歴史とそこに生きた人々の営みを知ることができる貴重な歴史・文化遺産となっており、これらと宇治茶の生業が結び付いて形作られた宇治の文化的景観が高く評価されています。

さらに、近年開発に伴う発掘調査によって、遺跡の発見が相次ぎ、建造物跡や経塚を確認した白川金色院跡の発掘に加え、宇治川太閤堤跡の発掘と国史跡の指定に見られるように、全国的な重要遺跡の全貌解明にも努めています。

こうした大きな成果を踏まえ、一旦、失われると二度とは再生できない貴重な文化財を次代に継承していくため、これらの保全に努めるとともに、防災面においても施策の一層の充実を図っていく必要があります。

目標

恵まれた歴史と文化をまちづくりの基盤とするため、文化財等の重要性についての市民理解を深める取組に努めるとともに、保護・活用に関する取組を推進します。また、市民と行政が協働して文化財防災に関する取組を推進し、貴重な文化財や伝統文化を次代に継承していきます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
有形文化財の保持率	100%	→	→	

取組の方向

- 1 ● 文化財の保護・活用
文化財の保護・活用のため、それらの適切な管理と修理の充実を図るとともに、文化財をまちづくりに活用します。
- 2 ● 埋蔵文化財の保護
埋蔵文化財を保護するため、開発等に際して埋蔵文化財等の貴重な遺跡に関する調査研究を推進するとともに、市民・事業者への情報発信の強化を図ります。
- 3 ● 伝統文化の継承と支援
伝統文化を継承するため、これらに関する調査研究を進めるとともに、市民への情報発信や啓発活動に努めます。
- 4 ● 文化財防災の推進
文化財防災を推進するため、防災施設の整備を促進するとともに、宇治市文化財まもり隊等地域と連携した防災組織を充実するなど防災力の向上を図ります。



大幣神事



万福寺伽藍

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 3 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり

小分類 1 交通安全と
バリアフリーの推進

現況と課題

交通事故の発生件数・負傷者数とも2005年（平成17年）度をピークとして減少傾向にありますが、高齢者における事故の割合は増加傾向を示しています。

生活道路が幹線道路の迂回路となっていることが一つの要因であることから、幹線道路と生活道路の役割を区分し、関係機関と協議しながら、交通規制や横断歩道・歩行者用信号の設置により、子どもから高齢者まで安心して歩くことができるようにさらなる安全対策を実施していく必要があります。

交通安全意識の向上のため、高齢者を対象とした講習会や学校及び町内会・自治会と一体となった交通安全教室を開催し、交通安全の推進に努めていますが、交通事故、交通渋滞や、緊急活動を阻害する原因となっている事項をさらに検証・調査することにより、家庭・地域・職場が一体となって、交通安全に向けた取組を推進していく必要があります。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、バリアフリー化を図ることにより、安全で快適な移動環境の確保に努めていく必要があります。このため、2005年（平成17年）に、「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定しました。さらに、2006年（平成18年）には「大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」・「宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、鉄道駅・周辺道路のバリアフリー化を順次進めています。今後も引き続き市内のバリアフリー化を推進していく必要があります。

目標

子どもから高齢者まで安心して移動することができるよう、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化を推進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
交通事故件数	974件 (平成21年)	↘	↘	
バリアフリー 計画対象箇所数	2箇所	→	↗	

取組の方向

1 ● 交通安全対策の充実

市民の交通安全を確保するため、交通指導員の配置、交通安全教育の実施や各種啓発活動を推進します。

2 ● 駐車秩序の確立

自動車・自転車等の駐車秩序を維持するため、駐車場の運営・整備を行うとともに、自転車等の放置防止の啓発に努めます。

3 ● バリアフリー化の推進・促進

高齢者・障害者等の移動を円滑化するため、道路等公共施設をはじめとしたバリアフリー化を進めます。



春の交通安全運動

関連部門計画

- 宇治市交通安全計画
- 宇治市交通バリアフリー全体構想
- 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- 大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 3 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり
小分類 2 公共交通機関の
整備促進

現況と課題

本市ではJR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成しており、市民の重要な交通手段となっています。

JR奈良線については、宇治駅橋上化改築、JR小倉駅設置や一部区間の複線化がなされ、京都市営地下鉄東西線の六地藏駅までの延伸化に伴い、運行本数の増加・高速化が図られましたが、さらなる市民の利便性の向上のために全線複線化を促進する必要があります。

市民の身近な交通手段である路線バスについては、路線数や主要6駅におけるバス乗降客数は横ばいで推移しており、事業者により運行確保に努められているものの、自家用車の利用等によるバス利用者の減少や不採算路線の存続など多くの課題があります。

このことから、既存バス路線の変更による対策の有効性を確認するため、槇島・小倉地域で2008年（平成20年）に実証実験を行いました。

今後、これらの実験結果等を踏まえ、バスと鉄道の連携を促進するなど、より利用しやすい公共交通機関のあり方について、利用者・事業者・行政等が一体となって、自家用車から公共交通機関への利用促進を図る取組を推進していく必要があります。

目標

自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るため、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
市内鉄道乗降客数	15万人/日 (平成20年度)	→	↗	
主要バス乗降客数	1.2万人/日 (平成20年度)	→	→	
バス路線数	58路線	→	→	

取組の方向

1 ● 鉄道輸送力の増強

利用者の利便性向上のため、JR奈良線の全線複線化及び近鉄京都線の立体交差化を促進します。

2 ● バス交通の確保

バス交通を市民の身近な交通手段として確保するため、より利用しやすいバスサービスの向上等を促進します。



路線バス（京阪宇治駅前）

関連部門計画

- 宇治市総合都市交通体系計画

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 4 良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類 1 良好な市街地の
形成

現況と課題

本市は、総面積6,755haの内、都市計画区域4,654haを都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための地域として、市街化区域2,224haと市街化調整区域2,430haを設定しています。市街化区域は、都市構造が細分化されている特徴を踏まえ、将来人口や地区特性など長期的な展望に立った都市基盤施設の整備等を計画的に進め、様々なニーズに対応できる整備を図り、住みやすい市街地の形成に努める必要があります。また、周辺地域については、生活圏域の拡大や都市の機能・役割の変化などに留意しながら、計画的に基盤整備を進める必要があります。

こうした市街地等の計画的な整備を進めるためには、土地利用の規制・誘導を図っていく必要があり、中心的役割を果たすものに都市計画法と建築基準法があります。都市計画法は、都市の整備・開発及び保全を行う地域を区分し、整備・開発についてはその用途を指定するほか、用途地域ごとの建ぺい率や容積率について定めています。建築基準法は、敷地単位での建築における基準を定めています。特に本市は、建築基準法に基づき特定行政庁として建築確認業務を実施しており、今後も建築確認・検査制度の的確な履行を図り、工事監理や中間・完了検査の実効性を高めることにより適正な建築物の供給を担保していく必要があります。

また、本市では、これら法規制に加え、良好な市街地の形成を図るため、市民参加のまちづくりを目指し、2008年（平成20年）度に「宇治市良好な居住環境の整備及び景観形成を図るためのまちづくりに関する条例（宇治市まちづくり・景観条例）」を施行しました。今後、法規制と併せて、「宇治市まちづくり・景観条例」に基づき、市民・事業者・行政が連携・協働して、地域の特性を活かし調和を図りながら、誰もが住みたい、住んで良かったと思えるまちづくりを進めていく必要があります。

目標

市街地の計画的な整備を進めるため、都市計画の方針を明確にして規制・誘導策を活用しつつ、都市基盤施設の整備に取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことにより、良好な市街地の形成に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
地区まちづくり 計画区域面積	Oha	↗	↗	まちづくり協議会認定団体数5 (平成21年度)

取組の方向

1 ● 計画的な都市施設・都市基盤の整備

地域特性を踏まえた計画的な都市施設・都市基盤の整備を進めるため、「都市計画マスタープラン」等に沿って事業を展開し、魅力ある都市空間の形成に努めます。

2 ● 協働によるまちづくりの促進

市民・事業者・行政が連携したまちづくりを促進するため、「宇治市まちづくり・景観条例」に基づくまちづくり計画を策定するなど良好な住環境形成に努めます。

3 ● 土地利用の規制・誘導

無秩序な開発事業を防止し、安全で良好な土地利用を促進するため、法規制と併せて、地域の特性やまちづくり方針を反映した規制・誘導を行います。

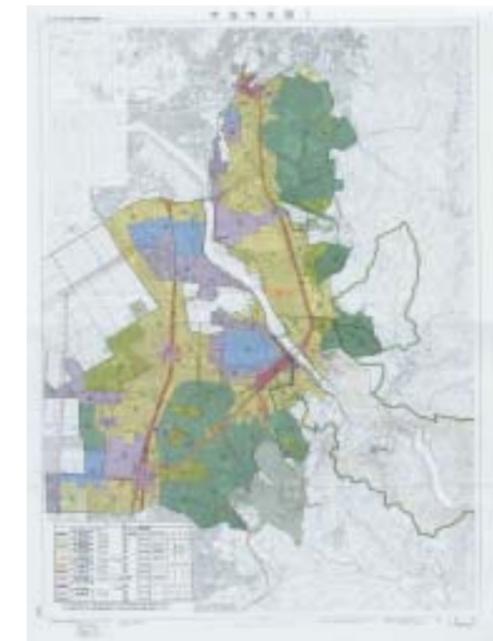
4 ● 適正な建築物の確保

建築物の安全性の確保を図るため、適正な建築や工事監理を促進するとともに、的確な建築確認・検査制度の履行を図ります。

宇治市の都市計画区域（平成22年3月31日現在）

都市計画区域	4,654 ha
市街化区域	2,224 ha
市街化調整区域	2,430 ha
都市計画区域外	2,101 ha

用途地域	2,224 ha
高度地区	2,085 ha
防火地域	17 ha
準防火地域	1,431 ha



関連部門計画

- 宇治市都市計画マスタープラン
- 宇治しみどりの基本計画
- 宇治市景観計画
- 宇治市開発事業ガイドライン

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 4 良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類 2 道路の整備

現況と課題

宇治市域周辺では、京滋バイパスの延伸、京都第二外環状道路や第二京阪道路など、広域幹線道路網の整備が進み、市民の利便性は高まっています。これまで本市でも、交通政策を最重要課題の一つとして、黄檗山手線や宇治槇島線をはじめとした道路整備等に取り組んできました。

幹線道路の整備では、広域ネットワークの形成等の多角的な視点をもって、関係機関との連携を図りつつ都市計画道路網を中心に整備を図っていますが、2005年（平成17年）度に策定された京都府都市計画道路網見直し指針では、都市計画道路網について市町村主体で見直しを行うよう示されており、本市では、計画決定時からの社会情勢の変化等を勘案して、必要性・実現性を検証して見直しをしています。

今後の道路網の整備については、市民意見等も踏まえながら必要性や緊急性などから優先度の設定を含め、本市の財政状況等を勘案して、具体的な施策を検討する必要があります。

幹線道路と接続する補助幹線道路等の整備では、幹線道路へのアクセスを円滑にするとともに、市民と協働して生活道路としての通行の確保や歩行・自転車空間の整備など、安全対策等の推進を図っていく必要があります。

また、道路の維持管理については、事故の未然防止に努めるとともに、既存施設の有効活用と長寿命化に取り組む必要があります。現在、市民からの要望等に迅速に対応し維持補修に努めていますが、老朽化した側溝改修等数多くの要望が寄せられており、継続的な取組が必要であり、ライフサイクルコスト低減の考え方をもって計画的かつ効果的な道路の補修・更新に努める必要があります。

目標

安全で快適な道路環境を整備するため、道路の機能・役割を明確にすることにより、交通需要や利用者のニーズに応じた整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
安全な道路の整備	整備	整備	整備	

取組の方向

1 ● 道路の整備

ネットワークの強化と交通渋滞の緩和のため、市道の整備を進めるとともに、都市計画道路網見直し後に必要な幹線道路の整備について検討します。

2 ● 道路の改良

道路の安全性・快適性等を向上させるため、市民ニーズを反映した交差点改良や歩道等の改良を行います。

3 ● 道路の適正な管理

道路を効率的に維持するため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

4 ● 私道整備の促進

私道の安全性の確保や適正な維持管理を促進するため、市民からの相談に応じるとともに、助成による私道整備を促進します。



市道宇治槇島線供用箇所

関連部門計画

- 大久保駅周辺地区整備構想
- 都市再生整備計画（大久保駅周辺地区）

大分類 5
歴史香る
みどりゆたかで
快適なまち

中分類 4 良好な市街地・都市基盤施設の整備
小分類 3 河川・排水路の整備

現況と課題

本市の中央を流れる宇治川は、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国において計画高水量を1,500m³/秒とした大規模な改修が進められています。

本市にとって宇治川改修は、治水対策上不可欠な事業であり、早期完成に向け、引き続き積極的に事業の促進が図られるよう要望していく必要があります。

また、本市には、京都府管理の一級河川が9河川あり、府において順次改修工事が進められているものの、井川や名木川では溢水による浸水被害が発生しており、近年の局地的豪雨（ゲリラ豪雨）の状況からも改修工事の促進は急務であり、引き続き完全改修に向け要望していく必要があります。

浸水防除対策としては、浸水被害等が発生している地域を主体に、排水路等の改修工事を実施するとともに、広域的な対策としては、2003年（平成15年）度に黄檗排水機場を建設し、2008年（平成20年）度には、陸上自衛隊宇治駐屯地周辺において黄檗雨水排水幹線整備を完了しました。

また、2006年（平成18年）度には、井川排水機場改築・更新にも取り組むため公共下水道（雨水）の事業認可を取得し、2012年（平成24年）度の完成を目標に進めています。しかし、近年の局地的豪雨は、これまで行ってきた排水路等の改修工事のみでは対応できず、道路冠水や家屋等への浸水被害が頻発しています。2008年（平成20年）度から小・中学校のグラウンドを利用し雨水流出抑制施設設置工事を行っていますが、引き続き計画的な設置拡大に取り組む必要があります。

また、2009年（平成21年）度から策定に取り組んでいる宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画と整合を図りながら、既存の河川・排水路等の改修工事の促進と併せ、局地的豪雨対策として、流出抑制等の様々な施策を検討、実施していく必要があります。

目標

局地的豪雨等による浸水被害を防ぐため、国や京都府が管理する河川改修の促進を要望するとともに、河川・排水路の改修及び雨水流出抑制策を推進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
市設置の流出抑制施設数	小・中学校 2箇所	↗	↗	

取組の方向

1 ● 河川・排水路の改修

浸水被害を防止するため、河川・排水路の改修を推進するとともに、雨水排除計画の策定に取り組みます。

2 ● 河川・排水路の適正な管理

河川等の流下能力を確保するため、浚渫等の日常維持管理に努めるとともに、護岸等の計画的かつ効果的な管理に努めます。

3 ● 広域の治水対策の促進

浸水被害の防止に不可欠な井川・名木川等、一級河川の改修を促進するため、国や京都府に早期の完全改修を要望します。

4 ● 流出抑制の推進

局地的豪雨による下流域の浸水被害の軽減のため、公共施設等における雨水流出抑制施設の計画的な設置拡大を図ります。



西宇治中学校グラウンド貯留

関連部門計画

- 流域貯留浸透施設設置計画

現況と課題

本市は、京都・大阪への通勤圏に位置することもあり、1960年代（昭和30年代後半）から、都市基盤が未整備のまま急激な宅地開発が進められたため、一部の地域においては、狭小な住宅が増加することとなり、住環境の悪化を招きました。そのため、開発指導要綱を制定し、良好な住環境の整備に努めてきました。

近年は、少子高齢化の進展等住宅を取り巻く状況は新たな展開を見せており、市民の価値観や家族形態などの多様化により、バリアフリー化をはじめ、シックハウス症候群への対応等健康面についても対策を講じていくことが必要です。また、地球温暖化防止や自然環境保全のため、長期使用可能な良質な住宅の形成や省エネルギー型の環境共生住宅の整備を促進するなど地球環境に配慮した住まいづくりを促進していく必要があります。さらに、住宅・建築物の耐震化を進めるため、耐震診断・改修に関する必要な情報の提供が求められています。

国では、これらの今日的課題解決に向けた方向性を示すものとして、2006年（平成18年）に住生活基本法が制定されました。この法に基づき、全国計画や都道府県計画が策定され、本市でも住宅施策の指針となる「宇治市住宅マスタープラン」を2007年（平成19年）に策定しました。

公営住宅では、バリアフリー化や住宅数の増加を図るため、老朽化した木造市営住宅の建替事業に取り組むとともに、2001年（平成13年）度に「宇治市公営住宅ストック総合活用計画」を策定し良質なストックの活用に努めています。また、公営住宅法の改正により公営住宅をグループホーム等の福祉施設として使用することが可能になったとともに、民間住宅での高齢者向け優良賃貸住宅等、在宅の高齢者を対象とした住宅施策が展開されていることから、これらとの連携を今後も強化することが必要です。

目標

市民の多様な住宅ニーズに対応するよう、安全で快適な住宅の形成を促進するとともに、公営住宅の有効的なストック活用と良好な住環境への整備に努めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
良好な住環境整備の推進	推進	推進	推進	

取組の方向

1 ● 市営住宅の適正な管理

市営住宅を効率的に維持するため、バリアフリー化等多様な住宅ニーズに対応した良質なストックの活用に努めるとともに、計画的かつ効果的な管理に努めます。

2 ● 福祉分野との連携

誰もが安心して居住できるようにするため、多様な福祉ニーズを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとした福祉施策と連携した住宅施策を推進します。

3 ● 良好な住環境への情報提供

快適な住環境の形成を図るため、住宅の耐震化に関する制度等多様なニーズに対応した居住支援策等の情報提供に努めます。



建替事業（黄檗市営住宅）



改良事業（横島吹前市営住宅）

関連部門計画

- 宇治市住宅マスタープラン
- 宇治市公営住宅ストック総合活用計画

大分類 5
 歴史香る
 みどりゆたかで
 快適なまち

中分類 4 良好な市街地・都市基盤施設の整備
 小分類 5 上水道の整備

現況と課題

本市の水道事業は、2005年（平成17年）度に給水人口が19万人を超え、現在の上水道の普及率は99.4%となっています。

水道未普及地域であった山間部の二尾・池尾地区についても、簡易水道事業・飲料水供給事業により、2000年（平成12年）度から給水を開始し、両事業に専用水道も含めた市全体の水道普及率は99.9%となり、市内全域における面的な整備はほぼ完了しています。

近年の水需要の状況は、1992年（平成4年）に策定した「第6次新設拡張計画」の予測よりも、景気低迷、市民の節水意識の向上、少子高齢化や家電等の節水型機器の普及などによって大幅に下回っています。

水道事業の経営状況は、水需要や開発件数の減少等から、今後収入面において増収が見込めないため、さらに厳しくなっていくと考えられます。このため、水の安定供給に向けて整備拡張を進めてきた浄水施設や配水幹線などについては、水道事業の経営面からも適正な施設能力と規模を見定めた更新を行っていく必要があります。水道事業は地方公営企業法により独立採算制で運営することとされており、これまで以上に効率的、効果的な運営により経営の健全化に努める必要があります。

また、効率的、効果的な運営に努めながらも、阪神・淡路大震災の教訓から、市民のライフラインである水道施設の耐震対策が必要であり、老朽管の改良や地域防災計画に基づく対策を引き続き実施していく必要があります。さらに、簡易水道事業の水量不足や原水の硬度上昇などの課題もあり、安定した水道水の供給が求められています。

目標

安全で、安心して暮らせる水道水の供給という基本理念に基づき、将来の水需要に対応した整備に努め、効率的、効果的な水道事業の運営を図ります。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
営業収支比率 (企業固有活動の収益率)	101.1%	↗	↗	
有収率 (料金収入水量の割合)	93.0%	93.6%	94.5% (平成31年度)	

取組の方向

1 ● 適正な水質管理

安全で安心できる水道水を供給するため、水質管理体制の充実を図り、適正な管理に努めます。

2 ● 水の安定供給

良質な水道水の安定供給のため、水源の確保に努めるとともに、水道施設の再編成及び水道施設の耐震化に努め、給水機能の強化に取り組みます。

3 ● 環境に配慮した事業運営

環境に対する負荷の低減を図るため、水道施設におけるエネルギー使用の効率化やクリーンエネルギーの導入などに取り組みます。

4 ● 計画的、効率的な健全経営

水道事業の健全経営のため、独立採算制の趣旨を踏まえ、事業の効率的、効果的な事業運営に努めます。

5 ● 山間地域への安定した水の供給

山間地域への水道水を安全で安定的に供給するため、簡易水道事業を上水道に統合整備するとともに、飲料水供給施設事業の経営統合を進めます。



水処理施設（着水井）

宇治浄水場



中央監視室

関連部門計画

- 宇治市地域水道ビジョン
- 宇治市水道防災計画

現況と課題

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るとともに浸水を防除する根幹的な都市基盤施設です。

本市の公共下水道(汚水)は、1971年(昭和46年)度に都市計画決定を行い、1977年(昭和52年)度に事業認可を受けて事業を実施しており、地理的条件から宇治川を境に右岸に東宇治処理区(計画区域面積843ha)と、左岸に洛南処理区(計画区域面積1,560ha)の2つの処理区を設けています。

東宇治処理区は、単独公共下水道として、1977年(昭和52年)度に事業着手し、1986年(昭和61年)度から順次供用を開始しています。洛南処理区は、京都府木津川流域下水道の関連公共下水道として、1983年(昭和58年)度に事業着手し、1989年(平成元年)度から順次供用を開始しています。2009年(平成21年)度末現在、東宇治と洛南の両処理区を合わせた下水道普及率(整備率)は、77.5%となっています。なお、管渠整備完了の目標年次は、2021年(平成33年)度としています。

また、本市の公共下水道(雨水)は、1981年(昭和56年)度から宇治川右岸地域の黄檗排水区等(排水区域面積253ha)の整備事業に着手し、2003年(平成15年)度には黄檗排水機場が完成しました。また、宇治川左岸地域については、2007年(平成19年)度から井川排水機場の改築更新事業に着手するとともに、雨水排除計画を策定して、今後の事業計画を検討することとしています。

公共下水道の整備については多額の費用を要するため、下水道整備計画に沿って計画的、効率的に整備の進捗を図ることが必要です。また、維持管理については、ライフサイクルコストの最小化を考慮した維持管理計画を策定して、財政計画とバランスの取れた事業実施が必要です。

また、公共下水道への接続は、下水道法等で供用開始から一定期間内に接続することが法的に義務付けられていますが、水洗化率(公共下水道への接続率)は、80%を超える程度でとどまっており、未接続家屋等への接続勧奨等、水洗化率の向上を図ることが必要です。

目標

快適な生活環境への改善や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の施設整備を進めるとともに、効率的、効果的な事業運営による経営の健全化を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
公共下水道普及率 (下水道の整備率)	77.5%	87.0%	平成33年度末 整備完了予定	
公共下水道接続率 (水洗化の割合)	80.2%	83.0%	↗	

取組の方向

1 ● 公共下水道の整備

水質保全及び浸水被害の防止のため、管渠・処理場等の下水道施設(汚水・雨水)について計画的、効率的に整備を行います。

2 ● 公共下水道の適正な管理

公共下水道を効率的に維持するため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な改築・管理に努めます。

3 ● 水洗化の促進

公共下水道整備地域の水洗化率の向上を図るため、未接続家屋等への接続勧奨・指導を行います。

4 ● 計画的、効率的な健全経営

下水道事業の健全経営のため、効率的、効果的な事業運営に努めるとともに、適正な受益者負担を求めます。



東宇治浄化センター



関連部門計画

- 宇治市公共下水道整備計画